

令和 8 年 2 月 2 日
福 祉 局

認知症があってもなくても、希望をもって暮らせる社会へ

東京都の認知症ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」をリニューアル

都内で要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、令和 4 年 11 月時点で約 49 万人に達し、令和 22 年には約 57 万人に増加することが見込まれます（別紙参照）。また、65 歳未満で発症する若年性認知症のある人は都内に約 4 千人と推計されています。

都は、認知症になっても本人と家族が地域で安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、認知症の基礎知識や相談窓口、都で実施している研修、取組などについて総合的に発信する、認知症ポータルサイト「とうきょう認知症ナビ」を公開しています。

この度、令和 7 年 3 月に策定した「東京都認知症施策推進計画」に基づき、認知症があってもなくても、希望をもって暮らせる社会の実現に向け、都民への情報発信をさらに充実させるため、サイトのリニューアルを行いました。

1 公開日

令和 8 年 2 月 2 日（月曜日）

2 ポータルサイト URL<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/>**3 リニューアルの主なポイント**

○認知症があってもなくても、希望をもって暮らせる社会の実現に向けたサイトの刷新

サイトを訪れたときに、認知症のある人やご家族が安心できるよう、「東京都認知症施策推進計画」や「新しい認知症観^{*}」に基づき、希望の持てるメッセージを発信します。

また、都民や民間企業、関係機関等に対して、認知症に係る理解の促進を図ります。



（「東京都認知症施策推進計画」特設ページ）

※ 「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

○「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」のリニューアル

認知症が気になった際に自分ですぐにチェックできるサイトを、見やすさや操作のしやすさに配慮し、ページを一新しました。御家族や身近な方も活用できます。



（「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」ページ）

○誰もが見やすく、アクセスしやすいデザイン・機能の搭載

認知症のある人やその家族の方、認知症に関心がある方、医療・介護関係者など、さまざまな立場・利用環境に応じて、誰もが必要な情報にたどり着き、安心して利用できるよう、新たに以下の整理・機能の追加を行いました。

・目的の情報に迷わずアクセス

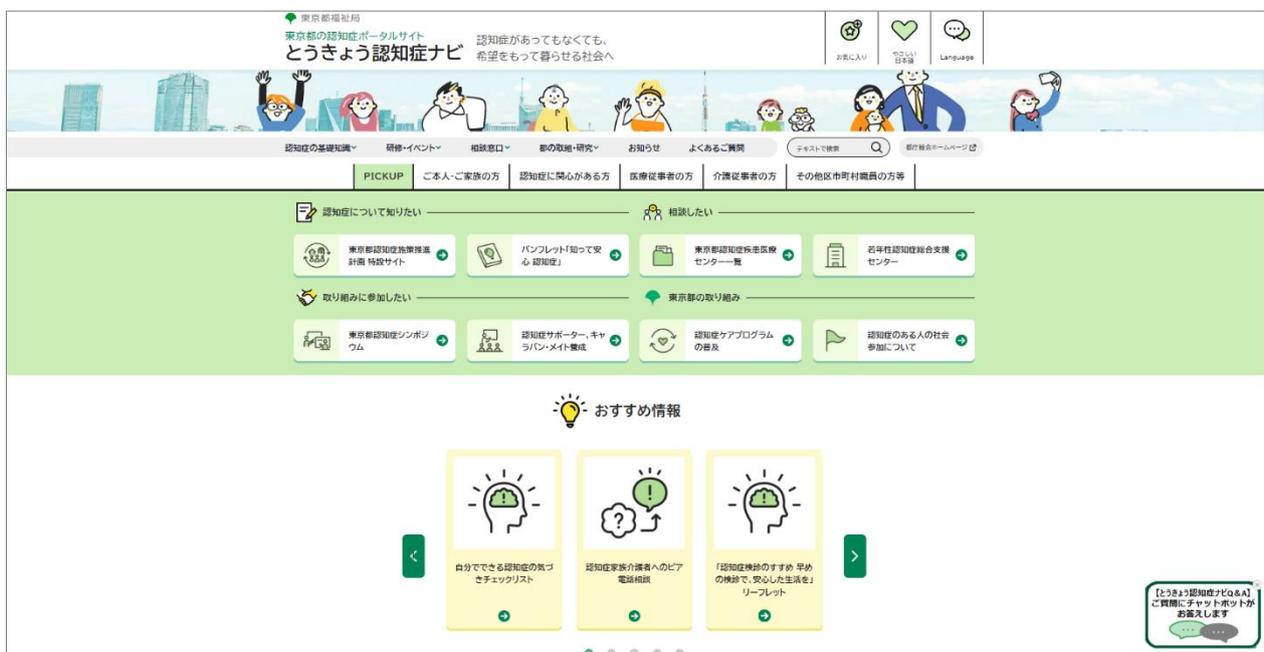
利用者・目的ごとにナビゲーションを整理し、各メニューから必要な情報に、最短でアクセスできるようになります。

・チャットボットの搭載

チャットボットに質問を選択・入力することにより、複数の回答候補の中から、目的に沿った情報をよりスムーズに探せるようになります。

・AI 翻訳機能・やさしい日本語機能

英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、インドネシア語、フィリピン語、ベトナム語、ミャンマー語、ネパール語、やさしい日本語への翻訳・変換に対応します。



（「とうきょう認知症ナビ」TOP ページ）

「東京都認知症施策推進計画」とは

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 12 条に基づき、認知症施策推進基本計画を基本としつつ、東京都の実情に即した計画として策定しており、国の動向や認知症をめぐる状況の変化にも対応した、東京都の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示すものです。

<https://www.ninchishounavi.metro.tokyo.lg.jp/special/keikaku/>



【問合せ先】

福祉局高齢者施策推進部在宅支援課 並木・小竹

電話 03-5320-4373

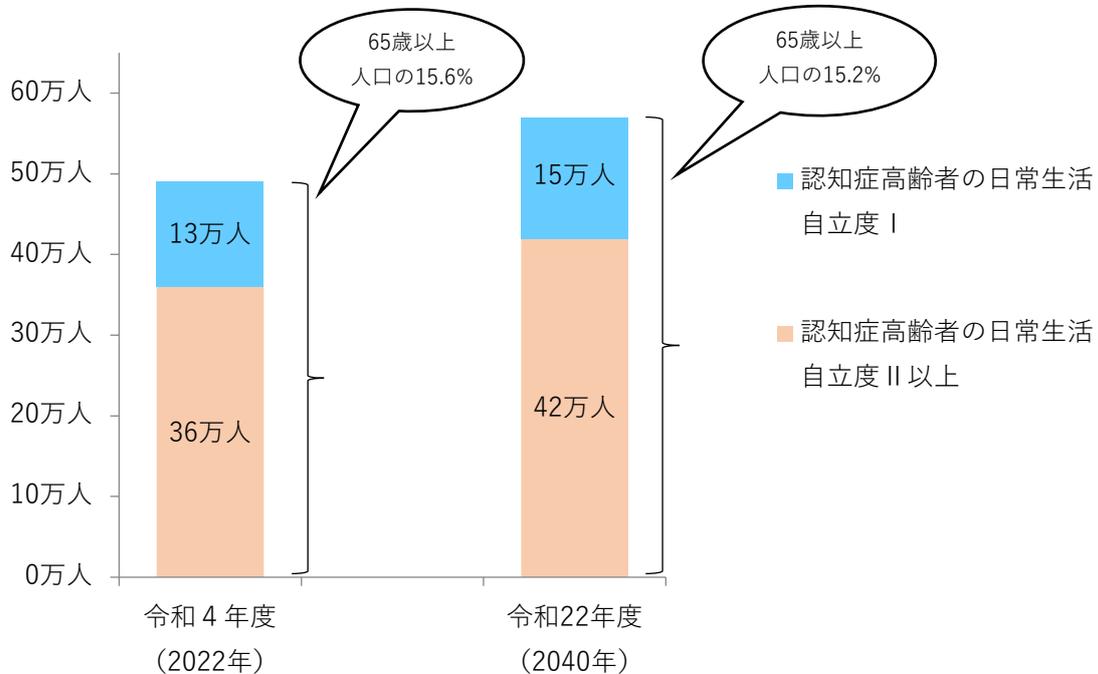
内線 33-560、33-564

メール S1140603(at)section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しています。

お手数ですが、(at)を@に置き換えて御利用ください。

<認知症のある高齢者の推計[東京都]>



資料：東京都福祉保健局高齢社会対策部「令和4年度認知症高齢者数等の分布調査」

※ 新型コロナウイルス感染症のまん延により認定調査が実施できず、日常生活自立度が不明の者が多数存在したため、令和4年度の認知症のある高齢者数の算出に当たっては、自立度不明の者を自立度 I 以上の高齢者の出現率により案分し算出している。

(「東京都認知症施策推進計画」概要版から抜粋)

《参考》認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

自立	日常生活自立度 I からMに該当しない(認知症を有さない)方
何らかの認知症の症状がある 見守りが必要又は支援が必要	I 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
	II (a, b) 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 (a=家庭外で b=家庭内でも)
	III (a, b) 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。 (a=日中を中心 b=夜間を中心)
	IV 日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
	M 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

資料：厚生労働省通知 (平成 21 年 9 月 30 日付 老老発 0930 第 2 号)